

電力・ガス取引監視等委員会

第20回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年9月22日（木） 10：00～11：08
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第20回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、オブザーバーとして一般送配電事業者各社から出席いただいておりますので、各議題について直接御質問されるということもできるようになっております。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知しました。皆さん、おはようございます。それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。今日の議題は3つで、OPEXの費用検証とその他費用の検証、前提条件の確認ということであります。

それでは、まずOPEXの費用検証結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3につきまして事務局から御説明いたします。

まず最初に、前回会合におきまして、OPEXに関しまして指摘事項を頂いております。3ページ目でございますけれども、関西電力送配電のスマートメーター導入後の検針費用について前回御議論を頂きました。その中で、通信方式を最新の技術に転換しなかった理

由などについていろいろと御議論を頂いたところでございます。事務局のほうでもその後フォローアップを行っていますけれども、関西電力のスマートメーター、関西電力に限ったことではないんですけれども、いわゆるバケツリレー方式ということで、各スマートメーターで集めたデータを隣のスマートメーターに渡していくというようなシステムですので、単独のスマートメーターだけを新しい通信方式に切り換えるということは難しい面もあると伺っております。そうすると、新しいスマートメーターを導入するときにはどうするかということも、論点もあると思いますけれども、その場合は、古い電波と新しい電波の両方を対応できるようなハイブリッド方式を導入することも選択肢になるというふうに伺っております。

続きまして4ページですけれども、委託検針費・委託費等の合理性についてということで検証結果であります。前回の会合の御意見、あるいはその前の会合も含めてですけれども、関西電力送配電が規制期間に見積もっている検針費用の合理性については、一定程度は認められるとは考えておりますけれども、同社における通信方式の選択等によってコストダウンが徹底的に図られているということではないということはあるかと思っております。したがって、全て託送料金の原価に算入するということは認めないことにしてはどうかと考えております。

ということで、関西電力送配電の規制期間の見積り値から、収入見通しから委託検針費の一部を除外するという方向で考えてはどうかと思っております。具体的には、全件数に対する現地検針率を一つの指標として考えていくことが適当ではないかと思っております。次の6ページを御覧いただければと思いますが、ここで言いますと、関西電力の現地検針の比率が約2%で比較的高くなっておりますが、次に高い会社が中国電力ネットワークになっております。したがって、事務局といたしましては、2%と1.7%を比較しまして、関西電力の委託検針費を中国電力ネットワークの水準まで減額査定をすると。15%程度査定をするということが適当ではないかと考えているところです。

12ページを御覧いただくと、関西電力送配電から提出のあった検針委託費の内容が書いてございます。前回北本委員から、このうち現地検針費について各社、ほかの会社の横並びをも考えて減額査定をする、加えて投函業務について、これも関西電力送配電の特殊な事情があるのでしたら、ほかの会社との比較を行って査定を行うという御提案もあったところでございます。

それぞれ確かに投函業務につきましても関西電力が特に多く投函をしているというところ

ろもありますので、それも踏まえて15%というものを掛け合わせるということが適当ではないかと考えておりました、結論といたしましては、検針委託費44億円に15%を掛け合わせて実質的には6～7億程度の減額査定を行うことが適当ではないかと考えております

なお、関西電力の2013年の過去の電気料金審査、当時は一体会社であったわけですが、2013年の査定時においては、委託検針費としては32億円が計上されていたということでもあります。そうしますと、この44億円から6億円を減額査定したとしても、なおそれを上回っているのではないかとという見方もあるかもしれませんが、ここは関西電力送配電に聴取したところ、2013年当時も委託費の内数として44億円に類する費用がほぼ同じ水準で入っていたということでございまして、当時の検針関係の費用ということとでいいますと70数億円が発生していたと。左側のグラフを見ても、2008年度114億円というふうになっていたものが徐々に下がっているということでもありますけれども、2013年段階では70数億円が原価に算入されていたと承知しております。ですので、44億円から6億円ないし7億円相当を減額査定すると、2013年当時の査定に比べると実質的に半額、半分以下になると、こういうことになる次第です。こういう方針で査定をしていくということでどうかと事務局としては考えております。

続きまして、17ページ以降ですけれども、OPEXの費用検証結果についてということで、統計査定を回した結果についても合わせて御報告いたします。

OPEXの統計査定につきましては、20ページ、21ページに詳しく審査要領を抜粋しております。

また、22ページにおきまして考え方を書いてございます。詳細は割愛しますが、ここに掲げられているような重回帰式を統計的に推定いたしまして推定費用を導き出すというものになります。

23ページですけれども、この推定費用に対しましてトップランナー的補正を導入することになっております。このトップランナー的補正ですけれども、期初に目指す水準としましては10社の中で上位5社目の効率的な水準を目指し、期末には上位3社目の水準を目指すということになっております。しかもトップランナー的補正を反映した推計費用と過去実績について50%と50%で反映するということになっております。ということでありまして、ですから上位5社目と上位3社目をほぼ半分ぐらいで割りますと、この期中の平均的な会社を求める効率化の水準になります。

25ページでございますけれども、O P E Xに対しまして更に効率化係数を設定するという事も議論されておりまして、ここで書いてある5年間で2.5%、年率0.5%の効率化係数を掛けるということも議論されております。

そうしたことも踏まえまして、26ページに統計査定結果をお示ししております。表の見方でございますけれども、まず一番左の①と書いているのが過去5年間の各社の実績費用になります。それに対しまして②が重回帰式で推計した費用になります。③のところで実績費用と推計費用を割り算しまして、各社の効率性スコアを導き出します。数字が低いところ、例えば北陸電力送配電は、過去5年間に於いて推計される費用に対して実績費用が少なかったということで、効率的に運営されていたのではないかという考え方になります。

そういうことで順位を④のところでつけまして、北陸電力1、東京電力パワーグリッド2というふうに順序を付けていきます。先ほど申し上げた上位から5番目の会社は、ここで言いますと北海道電力ネットワークになります。上位から3番目の会社については、ここで言いますと四国電力送配電になります。ということで、トップランナー5と3の加重平均、50%と50%なので単純に足して2で割るということになりますけれども、トップランナー補正を行ったものが⑨の数字になります。この⑨の数字に対しまして年率0.5%の効率化係数を掛けたものが⑩の数字となりまして、これが統計査定から導き出される査定費用となります。

これに対しまして、各社から規制期間の間にこれぐらいの費用が掛かるという収入見通しの書類を提出いただいておりますが、そこにおける数字が⑪の数字になります。統計査定された金額よりも多い見積り費用を出してきた会社、ここで言いますと▲が付いているところがございます、関西電力、北陸電力送配電、中部電力パワーグリッド及び九州電力と沖縄電力につきましては減額査定となります。プラスになっている例えば北海道電力ネットワークにつきましては、見積り費用のほうが少ないので増額査定となります。実際に見積り費用を高く見積もって、増加させてまた新たに収入見通しを後日提出いただくかどうかは会社の判断ではございますけれども、査定上は、例えば北海道電力ネットワークであれば2,687億円まで認めるということが妥当という結果になっております。

以上、事務局からの説明になります。

○山内座長 ありがとうございました。

お聞きのように、1つは委託検針費・委託費等で、関西電力についてどうするかという

のは前回の残った課題で、もう一つはO P E Xの統計査定ということであります。これについて皆さんから御意見伺いたいと思いますが、挙手機能を使って御発言の御希望をお知らせいただければと思います。どなたか御意見ありますでしょうか。——特にございませんか。そんなことはない。事務局でかなり詳細に綿密にお調べいただいたということと、前回の御意見を反映した形で査定の仕方を工夫しているというふうに思いますけれども、特によろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、特に御異論ないということでございましたので、これについては事務局のほうで御提案された案のとおり進めることとさせていただきます。この方針で対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2 番目、その他費用の検証結果であります。これについても事務局から御説明お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　続きまして、資料4について御説明いたします。

2 ページ目ですけれども、その他費用について今回、本日は検証いただきたいと考えております。レベニューキャップ制度におきましては、コスト効率化を促すという観点から送配電事業者における実績値を用いた査定方法を幾つかの費用について行うということになっております。このO P E X、C A P E X、制御不能費用、事後検証費用以外の費用の一群といたしましてその他費用がございますけれども、こちらにつきましては実績と見積み費用の差異を踏まえて審査査定を行うということになります。加えて一部費用につきましては、統計査定も加味するということになります。

本日の検証内容ですけれども、その他費用として様々な費用が含まれていますが、こちらに掲げられている5つの費用のうち修繕費と賃借料を中心に今回は御議論いただきまして、それ以外の費用については後日御報告させていただきたいと思います。

4 ページですけれども、その他費用の検証の方針ですけれども、以前御議論させていただいた内容といたしましては、実績値、見積み値について異常な推移の有無を確認するということを書かせていただきました。本日は、こうした観点で確認を頂ければと思っております。

続きまして5 ページですけれども、修繕費、支障木伐採委託費、賃借料ということで、個別費用における検証事項を記載させていただいております。修繕費につきましては、まず推移を確認するという一般論を行った上で、C A P E Xの審査で導き出された各社の査

定率に基づいて更に査定を行うということになります。このCAPEXの査定率に基づいてどういうふうに更に減額するかということについては、本日というよりは後日また改めて議論させていただければと考えております。

次に、支障木伐採委託費ですが、これは修繕費として入っているケースもあれば委託費として入っているケースもありますけれども、まとめて支障木伐採委託費としております。これについても、どのようにCAPEXの査定率を掛けていくかという点については、また後日御議論いただければと考えております。

6 ページですけれども、字が並んでおりますけれども、審査要領について確認させていただきますと、修繕費のところについては、まず規制期間の見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定するとなっております。本日は、この点について確認いただければと思います。

その上で、後日確認いただくこととして、参照期間における各一般送配電事業者の実績額に要はCAPEXの査定率を乗じるということになっております。さらに但し書きということで、その査定率が適用された場合に、一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り収入の見通しに算入することを認めるというような記載ぶりになっております。賃借料については、そうしたCAPEXを掛けるというようなことは書かれておらず、見積り費用の算定根拠となった参照期間と規制期間の間の差異を確認するということになっております。

その上で、修繕費の確認結果について御説明いたします。9 ページからになります。修繕費につきましては、修繕費の中でも特徴のあるものとして設備取替え・補修、塗装、保安対策、第三者要請対応、こうした形で分類をいたしまして事務局においてはチェックを行ってきております。先ほども申し上げましたけれども、CAPEXにおけるトップランナー的査定に過去実績を一部反映した各社の査定率をこの修繕費については適用するということになりますが、これは次回以降で御議論いただくことになります。

10 ページですけれども、まず修繕費の過去の推移と規制期間の見積り額について表にまとめたものになります。一般的傾向といたしまして、規制期間の見積り費用は過去5年間平均に比べて増加傾向にありまして、それぞれ過去5年、将来5年の平均を取ったものが、下の表で言いますと真ん中ぐらいにある5年平均Aというものが過去5年の平均。Bというのが規制期間における平均になりまして、比較をすると、一般的には各社修繕費が増加する傾向にあります。一方で関西電力送配電については22億円の減少となっております。

ますけれども、これは配電関係の費用が減少するという特殊要因がありまして減少傾向となっております。

東京電力パワーグリッド、四国電力送配電については増加額が比較的多いわけですが、施工力については、ヒアリングの結果、特に問題がないということを確認しております。

そこで11ページを御覧いただきますと、グラフにしたものがこういうものになります。東京電力は少し上がっているように見えるというところであります。濃い青の線が関西電力送配電でして、2027年に掛けて少しずつ下がっていく傾向がございます。

12ページですが、まず参照期間につきまして、過去5年につきまして各社の主な増減理由についてヒアリングを行いました。各社、年によって修繕費が20%や10%といった形で減少する傾向にあります。あるいは過去5年間にわたって修繕費を伸ばしてきた会社もございます。変動がある会社につきましては、例えば東京電力のケースで言いますと、2019年に台風が襲来しまして、被害が生じ復旧工事を優先したと。会計費目上は、これは修繕費というより復旧関係の費用になりますので、そのため、工事を一部繰り延べして、それで修繕費が結果的に2019年については減少したということになっています。

同じようなことは、関西電力においても2018年に発生しております。中国電力は、このグラフで言いますと濃い赤の線になりますが、2017～2021年にかけて一貫して増加傾向にありまして、これは設備の高経年化対策に本格的に取り組み始めたので修繕費が増加してきたというふうに伺っております。

続きまして13ページですが、これは規制期間の間の費用の見積りですが、基本的には各社規制期間の間は同じような水準で工事を行うということになっておりますが、関西電力だけは配電関係の事情により修繕費が減っていくという傾向にあります。

14ページ以降は、各社の事情をより詳細に記載しております。送電、配電と分けて書いておりますけれども、この中で言いますと、18ページ、東京電力のケースが少し分かりやすいので東京電力について御説明いたしますと、規制期間において費用が増加する傾向にあります。上のグラフで言いますと、特に一番左側の水色のところが増えております。特に増加が著しいのが、このグラフで言いますと左から2番目のちょっと濃い水色ですが、送電線設備の塗装というところがございます。塗装に限って言えば、過去5年平均よりも規制期間については100億円と倍増しているところです。この理由につきまして東京電力からのヒアリングによりますと、鉄塔寿命を延ばすという方針になったということで念

入りに塗装を行うということでありました。塗装については重点的に事務局でも今後調べていこうと思ひまして、本日、後ろのほうのページで中間段階のものも掲載しておりますけれども、各社、東京電力に限らず塗装に関しては増加傾向でございます。

あと、関西電力の24ページについて御説明いたしますと、何回も繰り返して恐縮ですが、減額要因となったのは、配電線の関係の延命対策というものを過去実施していたわけですが、落線防止ロープの取付けというものが2026年度で一区切りがつくということで額が減少しているということになっています。

各社の資料はまたお時間のあるときに見ていただくとしまして、32ページ以降が先ほど申し上げた塗装に関する資料になります。塗装に関しましては、「高経年化設備更新ガイドライン」で鉄塔の標準期待年数が120年になったということでありまして、各一般送配電事業者で塗装を行って長くもたせるということを計画しています。

ということであるんですが、事務局のほうでいろいろヒアリングをしていく中で、各社ごとにいろいろばらつきがあるということです、この点については重点的に情報を精査して10社比較を行いたいと考えております。単価が合理的な理由なく過大であるという判断された場合は、収入の見通しへの算入を認めないということにしてはどうかと考えております。

下に表がありますけれども、隠されているところが1基当たりの塗装面積と塗装単価でございます、このあたりにばらつきがあるということで、現時点ではこういうマスキングしたもので恐縮ですが、もう少し詳細に調査したいと考えております。

35ページでございますが、支障木伐採委託費になります。これは修繕費に入っているもの、委託費に入っているものの合計になります。こちらにつきましては非常に各社各様ということになっておりまして、数字を見ると多い会社、少ない会社とあるんですが、さらに伐採料、伐採単価まで見ていくと本当に各社様々であります。さらに言うと、管理の仕方も本数で管理している会社もあれば、径間、電柱と電柱の間、鉄塔と鉄塔の間ということで管理している会社もありまして、非常に多様なものになっております。ということで、ここは各社の個別の比較というよりは過去の経緯からの推移の増減についてみていただくということが妥当ではないかと考えておりますが、各社とも増減はございますけれども、著しく変化をしているということではないと考えておりまして、基本的には問題がないのではないかと考えております。

36ページでございますが、修繕費、支障木伐採委託費の今後の検証事項でございます

けれども、まず今回、推移について特段おかしい点がないということを確認いただいた上で、前提での話ですけれども、今後は修繕費及び支障木伐採委託費に対してCAPEXの査定率を乗じた減額査定を行うということになると考えております。

ただ、そういう場合でも、各一般送配電事業者から合理的な説明がなされた費用額については収入の見通しに算入するということもあり得るわけですが、他方で、そうは言いましても先ほど申し上げた塗装の関係の検証などの結果、各社の説明に合理性がないということになりましたら、査定からの復活折衝のようなものは認められないということになります。

ということで最後のポツでございすけれども、追加検証を行うに当たりまして10社比較を行いまして、それで「高経年化設備ガイドライン」における標準期待年数を踏まえた考え方との各種取組の整合性等々についてよくお話を伺った上で、費用全体の合理性を検証するということにはどうかと考えております。

37ページ以降で賃借料になります。賃借料につきましては借地借家料、機械賃借料、車両リース料、その他といろいろ細かく中身が分かれております。

39ページであります、具体的に賃借料が増加しているところがございます。過去5年間で今後の5年間で比較したものが一番右の表になりますが、東北電力ネットワーク、東京電力PG等々増えている会社があります。一方で減っている会社も幾つかございます。減っている会社につきましては、要因として四国電力のような借地借家料が減ったというようなケースもありますけれども、機械賃借料が減るところが多いと聞いております。一方で、分社化に伴って本社などを親会社から借りることになった結果、借地借家料が増えるというケースもあると聞いております。

40ページ以降は、各社からヒアリングした内容を記載しております。中で、例えば北海道電力のケースで言いますと車両リース料が増えておりますけれども、契約の内容の変更もありますけれども、各社EV化に取り組んでおりまして、その関係で費用が増加しているというふうに聞いております。

47ページ、四国電力送配電ですけれども、こちらは借地借家料なんです、分社化した後に業務内容を見直しまして建物の賃借面積も減少したということでありまして、借地借家料が減少ということになっております。

その次の48ページ、九州電力送配電ですけれども、こちらは、借地借家料は分社化に伴って親会社に余計に社宅だとか寮の賃借料を支払うと。減価償却費側は減っているんで

すが賃借料は増加しているということになっております。機械関係の賃借料については、分社化に合わせて、これは仕分けが変わったということではあるんですけども、委託費として払うことになったということで減少ということになっております。

50ページであります、賃借料の検証結果ですけれども、借地借家料に関しては各社とも大幅な増加傾向が見られますけれども、分社化によるものだと考えておりまして、特に問題はないと考えております。

機械賃借料については、各社とも減少が見られますけれども、主に分社化に伴うサーバー賃借に係る取引による減少ということで、見た目上は賃借料が減っていますけれども、委託費が諸費に変更ということで、賃借料に限って言えば、規制期間の見積り値に問題はないと考えております。車両リース料については、各社将来的なEV車化を目指すということで増加傾向にありますけれども、台数自体はおおむね減少ということでありまして、妥当ではないかと考えております。ということで、全体的に見積り費に問題はないのではないかと考えているところです。

事務局からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

2番目の議題は、第3分類費用というかその他費用ですね、これについてですが、そのうちの修繕費と賃借料、これについて事務局で検証していただいたところであります。修繕費については、先ほどの36ページにありますけれども、CAPEXの査定率を使うということと、合理的な説明があったものについては、費用額についてだけ収入の見通しに算入すると。そのために重点的に説明をしてもらうということですね。もう一つのポイントは固定資産比率分の修繕費というもので、これについては、おかしいところについては見ていくということであります。それから賃借料については、結論的には50ページにありますけれども、増加等あるものの、これは分社化したということもあり、そういったことも加味すると、借地借家料、機械賃借料、車両リース料、その他賃借料についても基本的には大きな問題はなかったのではないかと、こういうことですね。

いかがでございましょう、これについて何か御質問、御質問があれば。先ほどと同じの手挙げ機能でお願いしたいと思います。

安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員 ありがとうございました。物を知らないので全くの無知ゆえの質問なんです、鉄塔の塗装面積というのはどういうふうにして出すものなんですか。つまり、もの

すごくたくさん本数があるし、しかも高いものは本当に100mとか、そういうところを塗るわけですね。この場合は、こういう仕様の鉄塔で何年経っていれば大体これぐらいは塗装しなければならない面積だというふうにして、いわば机の上の計算として出すのか、それとも実施して実際に見て出すのか、それとも両方の組合せをするのか。何も知らないので教えていただければ幸いです。

○山内座長 ありがとうございます。

では、この会議は一問一答でやっていますので、これについては多分事業者さんか、あるいは送配電網協議会のほうから言っていただくのがいいのかなと思いますけど、いかがでございましょう。どなたか事業者関係の方でいらっしゃいますか。

では、中部電力の山本さんからお願いいたします。

○山本オブザーバー 安念先生、御質問ありがとうございます。答えから言うと、鉄塔の重量というのを各社把握していますので、それで換算していると思います。それのもとでは、これぐらいの鉄塔だったら何平米ぐらいあるというデータの蓄積がありますので、それを元手に算出しております。

○安念委員 山本さん、どうもありがとうございました。ということは、重量の把握にもし間違いがなければ、各社とも出てくる数字に少なくとも大きなばらつきというか、重量さえあれば、おのずからこういう数字が出てくるのは初めから分かっているということですね。

○山本オブザーバー そうですね、鉄塔重量は管理しているはずですので、多少係数と違うかもしれませんが、各社そういうやり方をやられているのではないかというふうに認識しています。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。係数等が違うのかというのは多少興味がないでもないけど、実施して計算できるものじゃないことは初めから当然だと思いますので、よく分かりました。ありがとうございました。

○山内座長 気象条件とかそういうこともあるから、係数が違うということはある得る話だと思います。

ほかに御発言ございますか。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 ありがとうございます。修繕費についてコメントします。金額的に修繕費の重要性が高いとの理解です。今回、「高経年化設備ガイドライン」を参考にして延命化

対策を計画された結果、金額も増加しているという分析です。

必要性については理解しておりまして、このガイドラインを用いて、より合理性のある計画になっているかどうかについて説明をお願いしたいと思っています。例えば、これまでの修繕ルールとどう違っているのか。それを理解した上で、それによる今後の修繕タイミングの変化や更新投資の時期も変わってくるんじゃないかと思います。固定資産全体にいかにお金を掛けていくかというところを、投資も含めて説明をお願いしたい。

その中で、ページ36の修繕費と固定資産の関係については、横比較してどういった状況にあるかというのは分析をしていただきたいし、塗装に関する比較によって塗装周期の違いも見えていますので、それがなぜ違うかとか、どういったことをするとベストプラクティスになるかというのも事業者側でぜひ検討していただきたいと思っています。

また、スライド23の関西電力ネットワークの塗装の方法についての記載は興味深く拝見しておりまして、より塗装寿命の長いものに変えていくと。それによって長期的にはライフサイクルのコストの効率化になるというのは、これはよい取組だと思いますので、こういったこともぜひ行って、長期的な視点で効率化が図れるようになれば試していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

36ページの具体的な情報の収集の仕方ですね、御説明を頂くところですが、そういったことで非常に有効な御指摘を頂いたと思います。ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

事務局としてもかなり綿密にやっていただいておりますように、これから更にいろいろなヒアリング等していただいて、今御指摘のようなことを前提にして進めていただければと思います。そういう形でよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、3番目の議題です、前提計画の確認であります。これについて御説明いただきます。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5について御説明いたします。

2ページ目です。本日御確認いただく内容でございますけれども、まず、今回の収入見通しにつきましては、各一般送配電事業者が前提計画を作って、それにひもづく形で費用を作っていただいております。この前提計画につきましては、国が公表した指針等を踏まえまして供給計画等を基本として算定するということになっております。こういう仕組み、

指針になっているということは、以前御説明したところであります。この点に関しまして、第16回の本会合におきまして前提計画について御議論いただいて、委員の皆様方からエネルギー基本計画等との関係について御意見、御質問があったところでございます。各社の見積り額は果たしてエネルギー基本計画等との関係で妥当であるのかといった観点からの御意見でございました。

これに関しまして、資源エネルギー庁におきまして電力・ガス基本政策小委員会が9月15日に開催されまして、レベニューキャップの収入の見通しの前提となる再エネ連系量の見通し、それから需要についても御議論いただいたんですけれども、エネルギー政策との整合性について議論を実施いたしました。本日の会合では、再エネ連系量の見通しを中心に前提計画の妥当性について、資源エネルギー庁における議論結果を御報告させていただくということと、それを踏まえた事務局の整理内容について御意見を頂ければと考えております。

3ページ目ですけれども、圓尾委員から16回の専門会合で御意見を頂いております。第6次エネ基では相当に高い再エネ導入量を国として目指しているということであって、そこら辺についての整合性が取れているかというところをどういうふうに考えているかというところについて御指摘を頂いたところです。

4ページは前提計画ということで、再エネ連系量について各社の一覧表を掲載しております。これは以前お示しした資料になります。

5ページ目ですけれども、前提計画については需要、再エネ連系量、両方について検証を行うということになっておりました。

6ページ以降が資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会での議論内容の報告になります。

7ページ目以降に、9月15日当日に使われた資料について掲載をしております。詳細は割愛しますが、例えば8ページで、非電力分野、電力分野というところでCO₂を減らしていくというような方向性について議論が行われました。そういうCO₂を減らしていくという中で、当然再生可能エネルギーというのは大きな位置づけになります。もちろん原子力もありますけれども、再生可能エネルギーも重要な脱炭素電源になります。

9ページが当日議論されたものの中心的な内容になります。2つ目のポツですけれども、一般送配電事業者が作った数字について一定の仮定を置いて2030年度のエネルギーミックスと比較すると、kWベースでは太陽光の約8割程度、風力ベースでは約5割程度、

kWhベースでは太陽光の7割程度、風力の4割程度となっております。

10ページ目に、より詳細な表がございます。各社太陽光、風力ということで供給計画上の数字を掲げておりまして、これは2027年断面での導入量となります。一番右側にあるのが全部足し上げたものと国のエネルギー基本計画のミックスとの比較の数字になりまして、ミックスというのは2030年断面での目標値になりますので、2027年の断面での数字と違うことは当然といえば当然ではありますが、比較をしますと、先ほど申し上げたとおり、kWベースだと太陽光だと例えば81%、発電電力量で言えば66%ということで、2030年のミックスの数字よりは供給計画の積み上げた全国量は低くなっているということであります。

戻りまして9ページで、資源エネルギー庁で議論された内容ですが、3つ目のポツで、2030年度を目標とするエネルギーミックスと2027年度を最終年度とする前提計画とでは3年間の差異があると。加えて供給計画とエネルギーミックスは、それぞれの目的、趣旨、作成方法が異なると。4つ目のポツですけれども、まず供給計画については、需給バランスの把握のために各電気事業者が現時点での事業環境等を踏まえて作成した計画を積み上げたものと、それぞれビジネスベースで計画しているものを積み上げたものでありまして、政策効果という観点が基本的に織り込まれていないと。一方で、エネルギーミックスはエネルギー基本計画に付随して作られる国全体として目指すべき方向性でありまして、その中にはエネルギー基本計画で示されているような様々な政策の効果を織り込んだものになっております。特に現在検討中のマスタープラン等による系統整備費用、あるいは系統整備計画などは、エネルギーミックスの中には入っております。ただ、供給計画との関係で見ますと、まだ策定されきっておりませんので、まだ策定されていないものについては、今後具体化されて供給計画に反映されていくものだと考えております。

したがいまして、供給計画をベースとした一般送配電事業者の前提計画がエネルギーミックスに比べて保守的になるという傾向はありますし、現時点では必ずしもこれらが整合的なものである必要はないと考えられるということでもあります。

他方で、エネルギー政策は今後どんどん進められていきますので、これによって再エネの導入拡大に合わせて適時に系統整備が行われていく必要もありますし、本レベニューキャップ制度の下で、本委員会というのは電力・ガス基本政策小委員会でありまして、電力・ガス基本政策小委員会において定期的にエネルギー政策との整合性を確認していくと。そして期中調整を念頭に、必要に応じて各社の前提計画の変更を求めることとしては

どうかと。このように基本政策小委員会の側で議論され、賛同を得られたと承知しております。

続きまして、12ページ以降に需要の見通しについて触れております。

13ページが資源エネルギー庁の基本政策小委員会で議論された内容ですけれども、現時点での想定として、「今後の需要動向に留意する必要があるものの、」という留保はありますが、現時点での想定は妥当ということが書かれております。

電化については、各一般送配電事業者において時間的余裕を持って設備形成を進めていく必要があるということもいわれておりますが、結論としまして、送配電事業者の供給計画の積み上げである全国の8,300～8,400億kWhという数字はおおむね妥当という資料が提示され、これも異論なく合意されたと聞いております。

本会合における検証としてどういうふうに考えるかということですが、14ページ以降、各社から提出された数字を事務局でまとめたものを掲載しております。15ページの数字は各社の参照期間及び規制期間の再エネ連系量でございますが、各社、特に東北電力などは伸びが分かりやすいですけれども、2023年度以降再エネ連系量は増加していくという見通しを立てていただいております。

16ページ以降は各社の需要計画に示されたものを抜粋したものですので、省略させていただきます。

26ページですけれども、本専門会合においての考え方ということですが、収入の見通しの検証において、一般送配電事業者が供給計画を基に策定した前提計画における再エネ連系量、需要の見通しについては、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会でエネルギー政策の観点から御整理いただいたという内容も勘案して、監視等委員会の中の料金制度専門会合としても妥当であると判断することとしてはどうかというのが事務局からの提案でございます。

一方でミックス等の間で違いがあるということでありまして、一般送配電事業者におきましては規制期間中において再エネ連系量が今後増えていくということもあり得ると思いますので、この場合には一般送配電事業者から拡充投資計画の見直しが行われ、資源エネルギー庁、またそれを經由して監視等委員会のほうにもそうした計画が届くということが想定されますので、この場合においては収入上限の期中調整を念頭に対応することになるという考え方で臨んでどうかと考えております。

資料については以上となります。

○山内座長 ありがとうございました。

3 番目の議題は前提計画で、再エネの連系量の想定ですね。それで、16回のときに御指摘を頂いて、今回の各社の計画の中の再エネ連系量というのが、エネ基のミックス2030年のものとの関係で大丈夫なのか、妥当なのか、こういう御指摘でありまして、実はこれは私が司会しているのであれなんですけど、これはエネ庁のほうの基本政策小委で皆さんに御議論していただいて、今ありましたように、例えば1つは時限計画、27年までなんですけど、30年の間の差というのは1つあるし、基本的に事業計画、広域の将来計画に基づいて作っているということもあるし、もう一つは政策効果ですね。いろいろな政策効果やるわけけれども、エネ基のほうのミックスはそれを考えているけれども、各社の事業計画についてはそのところは反映されていないわけで、その辺の差が出ているというような御説明でありまして、これについても基本的政策小委のほうでは妥当ではないかというような御見解を頂いたというところであります。

それで、こちらも更に詳しく検証していただいて、26ページにあるように、基本的に政策小委での議論で妥当だということであればそれでよいのではないかとということと、ただ、これから連系量が大幅に増加するというようなこともあるわけですので、そういった場合には拡充投資計画の見直しをするとか、そういった見直しを行ったらどうかと、こういうような内容でございます。これについて御意見伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員 御説明ありがとうございました。実態を踏まえた適切なタイミングで投資をすることも非常に大事だと思いますので、今回の整理で異存はありません。確かに、2030年度の国の目標は非常にハードルが高くて、政策効果も恐らく期待以上に出てこないと達成し得ない高いものだと思います。ですから、適切なタイミングで実態踏まえてというのが大事なポイントだと思います。

ただ、そうはいつでも各社ごとの織り込み度合いを見ると、さすがに低いと思う会社があることも確かなので、ぜひぜひこのまとめにあるように、再エネの普及の度合いを適切に見極めて、必要があれば遅滞なく拡充投資計画の見直しを行っていただきたいと思います。本当にアンテナを敏感にしていろいろな情報をきちっと集めていただきたいと思います。お願いしたいのはただ1点で、高いと思われる目標に向かって再エネが普及しようというときに、やるべき投資をやっていなかったから接続できないということがないよ

うに、各一送にはしっかりと情報収集と分析をしていただきたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 どうもありがとうございました。26ページの2つのポツの結論に、賛成ですというか、賛成ですというよりもほかに手はないなと思うんですね。ほかにやりようがない。というのは、供給計画というものにエネ基とかミックスとかいったような国のグランドデザインを完全に反映させて一致させろというのでもしあれば、それは供給計画というものに法律上そうした義務付けをする以外の方法はない。義務付ける以上は、もちろんお金の手当ても完全にするという、そういうやり方を取る以外の方法はないわけで、現状はそうっていない以上は、そこに隙間というか乖離が出てくるのはしょうがない話ですから、その意味で上のポツはこれでしょうがないという話だと思います。

また、期中の調整の可能性も、残しておかないと今後の変化には対応できないんだから、これもまたこれでこうするしかないということで、いずれにせよ、こうするしかないということにおいて私は賛成です。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

おっしゃるとおりだと私も思います。

ほかにいらっしゃいますか。——よろしいですかね。ありがとうございます。

私はこの問題は、基本的にエネルギーの政策と我々がやっている実務的な対応のその差のところが出てくる一つの例ではないかなというふうに思っておりまして、こういったところを、さっき圓尾委員おっしゃったように、あまり乖離しているところについてはちゃんと注意を払っていくということが我々のあるべき態度ではないかなというふうに思っておりますので、そういう形で処理させていただこうと思います。26ページのとおりとすることにさせていただきます。

それでは、ちょっと早いんですけども、今日の予定されていた議事は以上ですが、後は事務局で御進行いただければと思います。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほ

どよろしく願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第20回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——